

2015年日本政府年次報告
「強制労働に関する条約」 (第29号)
(2012年6月1日～2015年5月31日)

1. 質問Ⅰについて

前回までの報告に変更または追加すべき事項はない。

2. 質問Ⅱについて

(1) 前回までの報告を以下のとおり改める。

〔第25条〕

前回の報告中、

「労働基準監督官が行った定期監督等（災害時監督、災害調査を含む。2010年は128,959件、2011年は132,829件）において、労働基準法第5条（強制労働の禁止）に関する違反が認められた件数は、2010年及び2011年ともに0件であった。

労働基準法第5条違反容疑で労働基準監督官が検察庁に送検した事件は、2010年は3件、2011年は1件であった。」

を

「労働基準監督官が行った定期監督等（災害時監督、災害調査を含む。2012年は134,295件、2013年は140,499件）において、労働基準法第5条（強制労働の禁止）に関する違反が認められた件数は、2012年及び2013年ともに0件であった。

労働基準法第5条違反容疑で労働基準監督官が検察庁に送検した事件は、2012年及び2013年ともに0件であった。」

に改める。

(2) 2012年条約勧告適用専門家委員会オブザベーションについて

(i) 第二次世界大戦中の産業強制労働及び性的奴隷
別途回答を行う。

(ii) 外国人研修・技能実習制度について

(a) 外国人技能実習生の保護強化を目的とした措置

法務省入国管理局においては、外国人技能実習生の人権を侵害する行為や賃金の不払い等の労働関係法令違反の不正行為を行った実習実施機関等に対して、その旨を通知し、最長5年間の受入れ停止措置を講じるなどして、制度の適正化に努めている。2014年には、労働関係法令違反に関する事例や講習期間中に技能実習生を実習実施機関の業務に従事させた事例など241機関に対して不正行為を通知し、技能実習生の受入れを停止する措置を講じた。

法務省及び厚生労働省は、2014年6月に閣議決定された「日本再興戦略改訂2014」を踏まえ、外国人の技能実習における技能等の適正な修得等の確保及び技能実習生の保護を図るため、

① 監理団体の許可制、実習実施機関の届出制及び技能実習計画の認定制の導入による技能実習のチェック体制を強化すること

② ①のために外国人技能実習機構を創設し、監理団体等に報告を求め、実地に検査する等の業務を行うこと

③ 外国人技能実習機構に技能実習生からの通報・申告窓口を整備して、技能実習生の保護体制を強化すること

などを内容とする「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」（以下「技能実習法案」という。）を2015年3月6日、第189回国会（常会）に提出した。技能実習法案においては、技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生からの相談や申告への対応、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講じることとしている。

(b) 技能実習制度の監督と監視を通じた管理制度

技能実習生について強制労働を始めとする労働基準関係法令違反が行われているなどの問題があると考えられる実習実施機関に対しては、積極的に監督指導を実施し、確認できた法違反については、是正指導を行い、未払いの賃金を支払わせるなど是正を確認することにより、技能実習生の労働条件や安全衛生を確保しているとともに、重大・悪質な法違反については、送検するなど厳正に対処している。特に、強制労働のほか、技能実習生への暴行・脅迫・監禁等、技能実習生からの違約金等の徴収等、技能実習生の預金通帳・印鑑・旅券等の取上げ等が疑われ、かつ、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が疑われるなど技能実習生の人権侵害が疑われる事案に対しては、労働基準監督機関と入国管理局が、合同で監督・調査を実施するなど、これまで以上に連携強化を図っている。

なお、2013年には2,318事業場（実習実施機関）に対し監督指導を実施した。その結果認められた労働基準関係法令違反のうち、技能実習生に係る重大又は悪質な労働基準関係法令違反について、12件を送検した。引き続き、実習実施機関に対しては重点的監督指導を実施していく。

また、前述の技能実習法案により、管理監督体制の強化を図ることとしている。

(c) 起訴と有罪判決の件数、罰則

技能実習生が被害に遭った刑事事件に関する統計等はなく、これを網羅的に把握しているものではないが、例えば、

- ・事業主が、技能実習生に対し、時間外労働及び休日労働をさせたにもかかわらず、法定の割増賃金額を支払っていなかった労働基準法違反の事案（判決：罰金30万円）
- ・事業主が、技能実習生に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなかった最低賃金法違反の事案（罰金50万円）

などがある。

(iii) 人身取引

人身取引対策行動計画2009は人身取引対策行動計画2014に改められ、以下の事項について新規対策を講じるとともに、現行計画の内容の見直しを行った。

○人身取引の防止

(a) 労働搾取を目的とした人身取引の防止

技能実習制度に関しては、前述の技能実習法案により、管理監督体制の強化を図ることとしている。

○人身取引被害者の認知の推進

(a) 外国語による窓口対応の強化

法務省の人権擁護機関では、全国の法務局・地方法務局及びその支局において、人身取引を含む人権問題に関する相談に応じているが、今後、英語や中国語等の外国語の通訳を配置した「外国人のための人権相談所」を充実していく。また、各相談機関における窓口での対応言語等について共有し、連携に努める。

厚生労働省においては、技能実習生が母国語で電話相談を行える窓口を設け、相談過程で把握された重大な事案については、関係行政機関に情報提供している。

(b) 在外公館等における潜在的な人身取引被害者に対する注意喚起の推進

外務省では、警察庁作成の9カ国語対応の人身取引対策リーフレット（被害申告のためのリーフレット）を、我が国に被害者を多く送り出している国に所在する在外公館に配布している。また、内閣府作成の人身取引対策の啓発用ポスター・リーフレットも在外公館及び在京大使館等に配布している。

在外公館による査証審査の過程において、在外公館での面接を実施した申請者に対してリーフレットを配布する等の啓発に努めている他、代理申請機関が査証申請受理及び交付を行っている国については、同申請機関に対し注意喚起について協力を依頼している。

○人身取引の撲滅

(a) 取締りの徹底

① 人身取引対策関連法令執行タスクフォースによる関係行政機関の連携強化
2014年に設置された、警察庁、法務省、最高検察庁、厚生労働省、海上保安庁からなる人身取引対策関連法令執行タスクフォースにおいて、人身取引関連事犯についての情報共有を図り、具体的な問題事案について関連部局が協力して積極的に取締りを行う。

② 人身取引取締りマニュアルの活用等による人身取引事犯の取締りの徹底
警察、入国管理局、検察、労働基準監督署、海上保安庁において、上記タスクフォースにおいて作成した、人身取引事犯への適用法令、具体的適用例等をまとめた「人身取引取締りマニュアル」を有効活用し、それぞれの職員が性的搾取、労働搾取等を目的とする人身取引に該当する可能性のある事案についての認識を共有し、当該事案を認知した場合には、必要に応じて緊密な連携を図り、取締りを徹底するとともに、人身取引加害者に対する厳正な科刑の実現に努める。

○人身取引被害者の保護・支援

(a) 保護機能の強化

法務省の人権擁護機関が実施する調査救済において、緊急避難措置として男性も含めた人身取引被害者に対し宿泊施設を提供できるよう努めていく。

また、技能実習生については、日本の労働関係法令や日常生活に必要な知識、各種相談窓口などの情報を技能実習生の母国語で記載して発行している技能実習生手帳について、一人一人の技能実習生に確実に行き渡るようにしている。

(b) 被害者への支援

① 捜査過程における被害者への情報提供

損害賠償に関する制度、人身取引等の被害者の保護に関する制度、被害者が証人等として出廷することがあり、その場合には証人の遮へい措置を講じることができる制度があることなど、犯罪被害者保護・支援のための諸制度について分かりやすく解説した犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を作成し、犯罪被害者等から事情聴取をする際に手渡すなどして、これらについて分かりやすく教示するよう努める。

○人身取引対策推進のための基盤整備

(a) 人身取引対策の推進体制の強化

① 閣僚級会議の設置

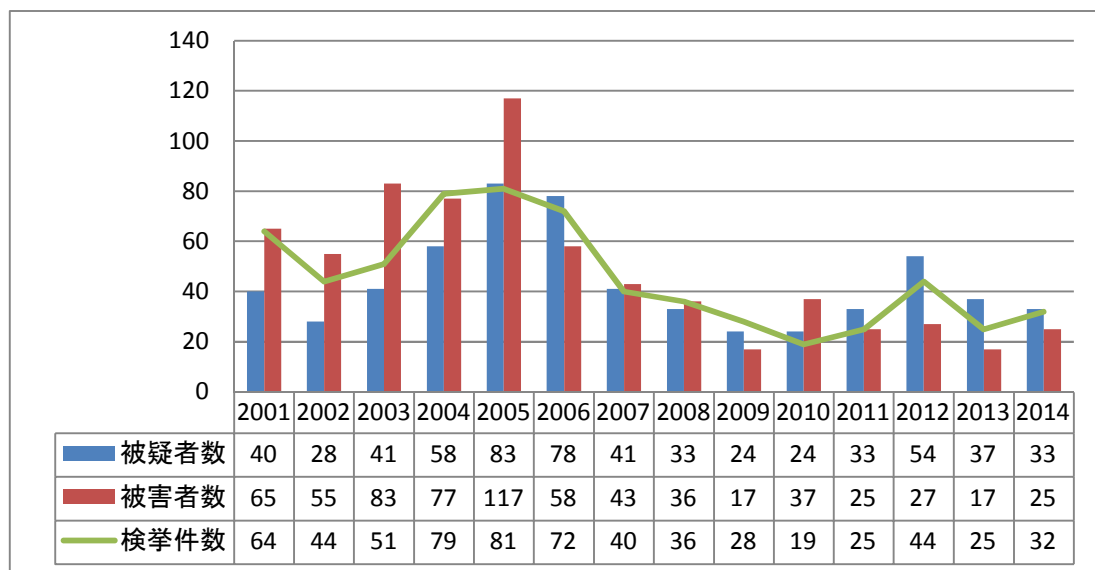
政府として人身取引対策の取組を強力に推進するため、2014年12月、人身取引対策のための閣僚級会議の設置を決定し、2015年5月には第1回会合を開催した。

② 人身取引に関する年次報告の作成等

2015年5月、人身取引に関する施策の実施状況や人身取引事犯の取締状況等、我が国の人身取引に係る取組をまとめた年次報告を作成し、公表した。さらに、上記年次報告の作成を通じ、人身取引に係る最新の情勢の把握や各種施策の進捗状況や効果等を確認・検証し、随時必要な施策を検討するほか、必要に応じて行動計画の見直しを行う。

○統計

・人身取引事犯の被疑者数、被害者数及び検挙件数の推移



2014年中の人身取引事犯の検挙人員33人の処分結果は、起訴された者が27人、不起訴処分となった者が2人、家庭裁判所送致となった者が4人である。

起訴された者のうち、公判係属中（2015年3月31日現在）の者が8人、懲役刑（罰金併科を含む。）に処せられた者が13人、罰金刑に処せられた者が5人、公訴棄却となった者が1人である。

なお、懲役刑に処せられた者についての量刑は、刑期が最も短いもので懲役1年2月、最も長いもので懲役4年6月である。

また、2012年から2014年までに入国管理局において保護した人身取引被害者は、30人となっており、うち不法残留等、入管法違反状態にあった9人全員について保護の観点から在留を特別に許可し、また、同期間中に人身取引等の加害者である外国人7人を退去強制した。

（3）労働組合からの意見について

（i）全造船からの意見

別途回答を行う。

（ii）首都圏移住ネットワークからの意見（2013年）

（a）強制帰国について

技能実習制度においては、法務省令で、送出し機関が、名目のいかんを問わず、技能実習生本人から不当に金銭等を徴収することを禁止している。仮にそのような事案を隠蔽して受入れを行っていることが確認された場合は、そのような送出し機関等が関係する技能実習生の受入れは、5年間認められないこととなっている。

法務省入国管理局においては、我が国の在外公館を始めとする関係機関等とも連携しながら、そのような疑いのある事案について、厳正に対処している。

なお、入国管理局職員に対して、技能実習生から強制帰国である旨訴えがなされた場合には、技能実習生本人からよく話を聞いた上で対応を検討することになるところ、技能実習生の意に反して強制的に出国させるようなことはない。

（b）職業移転の自由について

技能実習制度は、我が国で開発され培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移転を図るものであり、安易に雇用主を変更することは、技能の早期習得及び移転という本制度の趣旨を踏まえると適当でないことから、最大3年間の在留期間中、同一雇用主の下で実習を受けることとされている。

しかしながら、当初の実習実施機関において、技能実習が継続できなくなった場合には、監理団体に対し、法務省令の規定に基づき新たな実習実施機関を確保するよう指導するとともに、公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）の協力も得るなどしてその確保に努め、その間の在留を継続させた上、引き続き技能実習生として計画通りの技能等を修得できるよう、可能な配慮をしている。

この場合において、在留資格該当性、基準適合性を満たし適正な技能実習を実施する体制を有していると認められる他の機関に受け入れられるときは、法務省入国管理局は速やかに必要な審査を行い、「技能実習」での在留の継続を認めている。

(c) 人権侵害、労働法違反、不正行為の横行

技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた場合には、是正に向けた指導等を行っており、また、その違反があった場合には、送検を行う等、全国の労働基準監督機関において、技能実習生の適正な労働条件の確保に重点的に取り組んでいる。

法務省入国管理局においては、暴行や旅券の取り上げ等の重大な人権侵害行為に係る不適正な事案については、それらの受入れ機関に対して必要な調査を行った上で不正行為の通知を行い、研修生・技能実習生の受入れを最大5年間停止する措置を講じるなど、厳正に対応しており、現に2012年に197機関、2013年に230機関、2014年に241機関に対して、不正行為の通知を行っている。

厚生労働省においては、前述のとおり、母国語電話相談窓口を設け、相談過程で把握された重大な事案については、関係行政機関に情報提供している。

また、前述の技能実習法案において、人権侵害に対する罰則を規定している。

(iii) 首都圏移住ネットワークからの意見（2014年）

(a) 「外国人の受け入れ対策に関する行政評価・監視—技能実習制度を中心として—結果に基づく勧告」について（JITCOの問題点）

「外国人の受け入れ対策に関する行政評価・監視—技能実習制度等を中心として—」は、技能実習生の受入れ機関による不正行為や労働関係法令違反が発生している状況がみられることから、技能実習生の適切な受入れの実施を推進するために総務省が実施し、2013年4月に調査結果を公表したものである。

当該調査において、公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）による監理団体及び実習実施機関に対する巡回指導の実施状況を調査し、厚生労働省に対して、巡回指導における指導の基準等を策定するなどJITCOによる巡回指導の適正化を図るよう勧告した。

厚生労働省においては、巡回指導における指導の基準及び地方入国管理局又は労働基準監督機関へ情報提供する事案の基準を定め、2014年度から当該基準に基づいた巡回指導をJITCOに実施させている。

なお、2014年4月から2015年3月末までの間の巡回指導実施件数は7,210件（対監理団体1,058件及び対実習実施機関6,152件）となっている。このうち、同期間において、JITCOから監理団体や実習実施機関に対する文書指導を856件及び改善報告書の提出を850件実施している。

(b) ブローカーの問題

2010年7月に改正された出入国管理及び難民認定法において、ブローカー対策として、新たに退去強制事由を設けている。

具体的には、①許可された実習実施機関以外の機関に技能実習生等をあっせんした者や、②不実の記載のある文書の作成等に加担して技能実習生等を入国させた者を退去強制できることとなっている。

2015年3月、技能実習法案と同日に第189回国会（常会）に提出さ

れた出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案において、営利目的で偽りその他不正の手段により上陸許可等を受ける行為の実行を容易にした者に対する罰則を整備することとしている。さらに、上記行為をあり、唆し、又は助けた者を退去強制できるとしている。

また、技能実習制度の見直しについて、新制度においては、技能実習生の送出しを希望する国との間で政府（当局）間取決めを順次作成することを通じ、相手国政府（当局）と協力して不適正な送出し機関の排除を目指すこととしており、このことによってもブローカー対策に資するものと考えられる。

（c）技能実習生の労働環境

全国の労働基準監督機関においては、実習実施機関に対し、労働基準関係法令等の周知・啓発に努めている。また、強制労働を始めとする労働基準関係法令違反が行われているなどの問題があると考えられる実習実施機関に対しては、積極的に監督指導を実施し、確認できた法違反については、是正指導を行い、未払いの賃金を支払わせるなど是正を確認することにより、技能実習生の労働条件や安全衛生を確保している。2013年においては、実習実施機関に対し2,318件の監督指導を実施し、このうち1,844件で労働基準関係法令違反が認められ、是正に向けた指導を行っている。また、重大・悪質な法違反については、送検するなど厳正に対処している。2013年においては、技能実習生に係る重大又は悪質な労働基準関係法令違反により、12件の送検が行われている。

技能実習生が本邦に入国するに当たっては、地方入国管理局での在留資格認定証明書交付申請の手続の中で、同等報酬要件（技能実習生に支払っている賃金が日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること）を満たしているかについて確認を行っている。

また、技能実習制度の見直し後においても、当該要件を踏襲するとともに、適正な賃金の支払いの確保を徹底することとしている。

（d）外国人労働者の受け入れ（技能実習制度の拡充及び建設労働者）

① 技能実習制度の拡充について

受入れ枠の拡大などの技能実習制度拡充については、技能実習法案の成立・施行に伴い設立される外国人技能実習機構による監理団体などに対する実地検査などの管理監督体制の強化を図ることとあわせて、制度をより適正に活用するインセンティブになるよう、所要の要件を満たす優良な監理団体及び実習実施者に限って認めることとしている。

② 建設分野に於ける外国人材の活用について

復興事業の更なる加速を図りつつ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けて一時的に増大する建設需要に適確に対応するため、まずは、国内人材の確保に最大限努めることを基本とした上で、大会の成功に万全を期することが重要との観点から、緊急かつ時限的に外国人材の受け入れを行う「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置（外国人建設就労者受入事業）が2014年4月の関係閣僚会議で取りまとめられた。

緊急かつ時限的である今回の措置を健全かつ円滑に実施するためには、即戦力となり得る、建設分野の技能実習の修了者について、現行の技能実習制度を上回る厳しい監理体制の下で、就労者として受け入れることとしている（在留資格についても「技能実習」ではなく「特定活動」が付与される）。

現行の技能実習制度を上回る監理体制について、具体的には、

- ・ 優良な監理団体や受入企業に限定すること（優良な監理団体については、国土交通省が特定監理団体として認定、優良な受入企業については、国土交通省が適正監理計画を認定（受入企業と特定監理団体が共同で計画を策定））
- ・ 国土交通省等の建設業許可部局が受入企業への立入検査等を通じて所要の監督を行うこと
- ・ 元請企業が下請の受入企業から監理状況の報告を受け、必要に応じて指導を行うこと
- ・ 特定監理団体、元請企業団体、関係省庁等が協議会を構成し、これを通じて不正行為情報等の共有等を行うこと

としており、制度の具体的な内容を定める、外国人建設就労者受入事業に関する告示及びガイドラインをそれぞれ平成26年8月及び11月に制定しているところである。

また、外国人建設就労者の処遇について、例えば報酬の額は、告示において「同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であること」と定めており、適正監理計画の認定申請の際に報酬の根拠となる書類の提出を求め、国土交通省において厳格に審査を行っている。

あわせて、適切な監理体制や労働安全衛生の確保といった観点から問題がない場合には、外国人建設就労者が受入企業を変わることも可能としている。

2015年1月から特定監理団体等の認定、同年4月から本措置の対象となる外国人材の受入れを開始しているところであり、引き続き制度の適正な運用に努める。

3. 質問Ⅲについて

前回までの報告に変更または追加すべき事項はない。

4. 質問Ⅳについて

前回までの報告に追記すべき事項はなし。

5. 質問Ⅴについて

(1) 本報告の写しを送付した代表的な労使団体は、下記のとおり。

(使用者団体) 一般社団法人 日本経済団体連合会

(労働者団体) 日本労働組合総連合会